

松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴木 靖幸

措置状況(令和4年度前期)

指摘事項等	講じた措置
<p>(3)その他の事務 (公印関係) 【指摘事項】 松浦市公印規則別表第1では、副市長印の保管者は副市長となっているが、総務課長が保管していた。 (総務課)</p>	<p>副市長印の保管者を総務課長とする公印規則の一部を改正する規則を令和4年12月27日付けで公布しました。</p>
<p>(認可地縁団体関係) 【指摘事項】 地縁団体に関する事について、松浦市行政組織規則別表第2には福島支所及び鷹島支所の分掌事務として定められていないが、地縁団体台帳及び関係書類は両支所で管理されていた。(総務課)</p>	<p>両支所の分掌事務に「地縁団体に関する事。」を追加した行政組織規則の一部を改正する規則を令和4年12月27日付けで公布しました。</p>
<p>(公用車管理関係) 【指摘事項】 前回の定期監査において、現状の使用許可等が松浦市庁用自動車管理規程で定める取扱いと異なるものがあつたため、規程の見直しを行うよう指摘していたが、見直しが行われていなかった。(会計課)</p>	<p>12月定例会前の例規審査委員会を経て規程の見直しを行い、令和4年12月27日付けで告示いたしました。</p>